

第3回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年10月5日（水） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室C

3 出席者

公益委員 : 2人（欠席1人）
労働者側委員 : 2人（欠席1人）
使用者側委員 : 2人（欠席1人）

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県鉄鋼業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から2円引き下げた28円を提示する。

引上げ額については、今後の審議には労使の歩み寄りが必要と考え、影響率等も鑑みたもので、今後の審議については、労使協議の上、合意形成を図り、引上げ額を決定したいと考えている。ここ数年、地賃の引上げ額を下回っており、鉄鋼業の魅力低下を危惧している。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から3円引き上げた23円を提示する。

鉄鋼業の影響率、未満率は、ここ数年非常に高い水準で推移している。このことを加味すると、支払能力は非常に厳しい状態にある。また、非常に不透明な経営環境にあることは間違いないが、労側の意向を踏まえた上で、至近の鉄鋼業における最高の妥結額としたい。

進め方については妥結に向けて労使で議論を行えればと思っている。

(2) 労使協議について

金額提示後、労使双方から労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。労使協議の結果、使用者側委員が代表して25円で労使合意されたことが述べられた。

(3) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）（案）